

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案
に対する附帯決議

参議院財政金融委員会
令和二年四月三十日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 納税の猶予制度の特例措置については、その立法趣旨を踏まえ、事業者の事業の状況等を十分に配慮した公平かつ適正な運用を行うとともに、関係機関の協力を得つつ、納税等の事務負担の軽減に向けた環境整備に万全の対策を講ずること。

二 新型コロナウイルス感染症の収束状況等を踏まえ、納税の猶予制度の特例措置については、その延長の要否に関して必要な検討を行うとともに、同特例措置の適用状況を把握した上で、国会への報告を行うこと。

三 今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況等を勘案し、更なる税制措置等の必要性を検討すること。

四 納税の猶予制度の特例措置に対応する国税職員の体制強化及び新型コロナウイルス感染症への国税職員
の感染防止措置について、万全の対策を講ずること。

右決議する。